

公益財団法人愛知県スポーツ協会委員会等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第39条に規定する愛知県スポーツ少年団の本部長、副本部長、常任委員及び委員並びに第41条に規定する専門委員会及び特別委員会の委員長及び委員（以下「委員会委員等」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 報酬の支給対象者は、委員会委員等とし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 協会役員及び評議員から選出された委員
- (2) 協会加盟団体から選任された委員
- (3) 愛知県職員（愛知県教育委員会教職員を含む。）から選任された委員
- (4) スポーツドクター愛知県連絡協議会から選任された委員
- (5) 愛知県アスレティックトレーナー連絡協議会から選任された委員
- (6) 愛知県スポーツ指導者連絡協議会から選任された委員
- (7) 愛知県スポーツ少年団指導者協議会から選任された委員
- (8) 市町村スポーツ少年団事務局から選任された委員
- (9) 愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会から選任された委員
- (10) 愛知県市長会及び町村会から選任された委員
- (11) その他、委員就任に当たり、報酬請求権を放棄することについて、本人から書面による同意が得られた委員

(報酬)

第3条 報酬の額は、理事長が定める「講師及び委員手当等の支給基準」に定める額とする。

(費用弁償)

第4条 費用弁償については、「役員等の旅費支給に関する取扱いについて」に基づき支給する。

(報酬等の支払方法)

第5条 報酬等の支払いは、労務従事を確認後、労務従事者に対して支払い、銀行振込を原則とする。但し、銀行振込が困難な場合に限り、現金により支給することができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。